

宮崎県東京ビル情報発信スペース等イベント利用要領

この要領は宮崎県東京ビル1階(以下「当施設」という。)の情報発信スペース、コワーキングスペース及び会議室(以下「情報発信スペース等」という。)のイベント利用にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 情報発信スペース等のイベント利用は、首都圏における宮崎県の多様な魅力(食、文化、自然、ライフスタイル等)の発信(以下「宮崎県 PR」という。)及び宮崎県出身者や宮崎県に関心を持つ者などとの交流促進(以下「関係人口創出」という。)に資することを目的とする。

(利用場所)

第2条 利用場所は、東京都千代田区九段南 4 丁目 8 番 2 号に設置する当施設とする。

(利用対象設備)

第3条 利用対象設備は、次の各号及び付属する備品等とする。

- (1) 情報発信スペース(約 38 m²)
- (2) コワーキングスペース(約 36 m²)
- (3) 会議室(約 98 m²)

(利用日時等)

第4条 利用日は、年末年始(12月29日から1月3日までの期間をいう。)、日曜日及び祝日を除いた日とする。ただし、宮崎県東京事務所長(以下、「東京事務所長」という。))が認める場合はこの限りではない。

- 2 利用時間は、設営及び撤収作業等を含めて、原則として午前9時00分から午後8時00分までとする。
- 3 当施設において、天変地異その他やむを得ない事由により上記利用時間内においても利用を休止する場合がある。
- 4 東京事務所長は、当施設の運営管理上、必要があると認めるときは、利用時間等を変更することができる。

(利用資格)

第5条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、(3)及び(7)の者は、会員登録システム(LINE 連携)への登録をした者とし、イベントへの参加者に対しても会員登録システム(LINE 連携)の登録を促進することとする。

- (1) 宮崎県
- (2) 宮崎県内の市町村
- (3) 宮崎県にゆかりのある在京宮崎県人会や宮崎県在京経営者会議等の団体
- (4) 運営受託者
- (5) 宮崎県内の商工会議所及び商工会等の公共的団体
- (6) 宮崎県内に事務所又は事業所を有する事業者

- (7) 地方創生や地域課題解決に取り組む学生団体
- (8) その他、宮崎県東京事務所がその利用を認めた者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、利用できない。

- (1) 暴力団関係者と認められる場合
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合
- (3) 暴力団若しくは暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (4) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合である。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）
- (5) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される関係とは、例えば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
- (6) 暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合

（対象となるイベント）

第6条 情報発信スペース等において開催できるイベントは、宮崎県 PR や関係人口創出に寄与するセミナー、講座・勉強会、商談会、展示会、交流会等とする。なお、営利を主たる目的とするイベントを開催することはできない。

（利用料金）

第7条 利用対象設備等の利用料及び光熱水費は無料とする。

（予約申込及びイベント計画）

第8条 東京事務所長は、翌年度の利用について、第5条第1号から第4号に規定する者に、開催前年度に利用希望調査を実施した上で調整を行い、イベント計画を決定する。

- 2 東京事務所長は、イベント計画において、イベントの開催予定がない日時の利用については、第5条第1号から第4号に規定する者からは、随時、第5号から第8号に規定する者からは、開催希望日の3か月前より予約申込を受け付け、イベント計画に追加することができる。

（利用申請等）

第9条 利用者は、イベント開催の2か月前までに「イベント利用申請」を東京事務所長の指定する方法で提出するものとする。

- 2 東京事務所長は、前項による申請が適当であると認められる場合には、その利用を承認し、申請者に利用を承認する旨の通知を行うものとする。
- 3 東京事務所長は、申請者と協議の上、条件を附して承認することができる。

（利用内容の変更）

第10条 利用者は、利用申請書等の内容を変更する場合は、直ちに東京事務所長に報告しなければならない。

(利用者の責務等)

第11条 利用者は次の各号をあらかじめ承諾し、遵守するものとする。

- (1)利用者は、運営受託者及び他の利用者、その他の関係者等と協調性をもって利用すること
- (2)本要領及び利用の手引き等を遵守すること
- (3)利用者は、イベント開催期間中は東京事務所長または運営受託者の指示に従うとともに、責任者を特定し、常に連絡が取れる体制を確保すること
- (4)利用者は、イベントの適正な運営と来館者の安全かつ快適な利用を第一とし、イベント開催期間中は、スタッフを情報発信スペース等に常駐させるなど善良な管理者としての注意義務をもって利用すること
- (5)利用者は、通行又は非常の際における避難及び救護のため、通路及び避難経路に通行を妨げるおそれのある物品等を置かないこと
- (6)イベント開催に伴う事故及び損害については、利用者の責任において処理すること
- (7)利用者は、イベント終了後は、運営受託者の指示に従い、速やかに撤収作業を完了すること
- (8)ごみ処理については、分別等について運営受託者の指示に従うこと。なお、ごみの量や種類によってはごみの処理を利用者の責任で行ってもらう場合がある。
- (9)利用者は、イベント終了後2週間以内に、「イベント利用実績報告」を東京事務所長の指定する方法で提出すること

(利用の不承認及び中止等)

第12条 東京事務所長又は運営受託者は、申請があったイベントの内容が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、第9条の申請を不承認とすることができる。

なお、この場合には、不承認の理由を附して申請者に通知するものとする。

- (1)第6条の規定にそぐわないとき
- (2)公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき
- (3)利用に伴い、騒音、異臭、煙等により、当施設内及び近隣に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (4)当施設、設備及び器物等を破損するおそれがあると認められるとき
- (5)当施設の管理運営上、支障があると認められるとき

2 利用者が、この要領の各条項に違反し、情報発信スペース等を利用させるのが相当でないと認められるに至ったとき、東京事務所長は、利用前と利用中を問わずその利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(イベントの支援等)

第13条 東京事務所長は、イベントの適正かつ効果的な実施のため、必要に応じて運営受託者と協議を行うとともに、利用者に対し助言等の支援とイベント内容の変更の指示を行うことができる。

(イベントの広報)

第14条 イベントの広報は、利用者が主体的に実施するものとする。また、当施設の有するホームページや SNS 等への掲載を希望する利用者は、利用者が開催日の1か月前までに東京事務所長の指定する方法で提出するものとする。

(免責事項)

第15条 次の各号の事由により利用者が被った損害について、県及び運営受託者は責任を負わないものとする。

- (1) 利用者の所持品の盗難・紛失により被った損害
- (2) 情報発信スペース等内での情報漏洩により被った損害
- (3) 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、IT インフラ等通信設備やその他諸設備の不調や故障及び偶発事故、その他県及び運営受託者の責に帰することのできない事由による損害
- (4) 情報発信スペース等・会議室の利用を制限したことによる損害
- (5) 利用者が他の利用者やその他の第三者の行為により被った損害

(準拠法及び管轄裁判所)

第16条 この要領の解釈・適用は、日本国法に準拠するものとする。

また、この要領に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(要領の改定及び効力)

第17条 東京事務所長は、この要領及び情報発信スペース等の運営に関する事項を改定することができるものとし、その効力は全ての利用者に及ぶものとする。

(雑則)

第18条 この要領に定めるもののほか、利用について必要な事項は、東京事務所長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和8年 10 月1日から施行する。